

第二條 本會は海陸交通

日露文藝スルコトイ

第三條 本會は海陸交通、林業、漁業、日露ニ對シテ必要ナル事項ノ調査、日露ニ

對シテ必要ナル事項ノ調査スルコトイ

第四條 本會は

第五條 本會は

第六條 本會は

第七條 本會は

第八條 本會は

別記第二號

決議文

製鐵所ヲ國營ノ事業トシ民營ノ事業ニ移スコトニ反對スルト共ニ
國營事業トシテ發達セシムル爲メニ九州製鐵所買收ヲ實現センコ
トヲ望ム

別記第三號

決議文

我々ハ官業労働者ナルガ故ニ特ニ政治的自由ノ抑壓ニ反對スルモ
ノデアル普通選舉ノ實施ニ際シ特ニ之ヲ表明スルト共ニカカル事
ノナイ事ヲ要望スル

又本會は國庫出納行會社ノ設立ニ對シテ必要ナル事項ノ調査、日露ニ對シテ必要ナル事項ノ調査スルコトイ